

## 「核兵器禁止条約」の早期実現をめざす決議

- 1 現在、国連総会に「核兵器の全面廃絶に導く核兵器を禁止する法的に拘束力のある文書（「核兵器禁止条約」）を交渉する国際連合会議」が係属している。この国連会議は、昨年12月23日に採択された国連総会決議に基づき召集・開催されたものであり、第1会期は本年3月27日から31日まで開催され、第2会期は6月15日から7月7日まで開催される予定である。この国連会議は、「核兵器のない世界」を、政治的宣言にとどまらず、国際法規範として確立することを目的に国連史上初めて開催されるものであり、画期的なことである。
- 2 核兵器の使用は、意図的か偶発的かを問わずそれが使用されるならば「壊滅的な人道上の結末」をもたらすことになる。地球環境を破壊し、人間の生命・健康に深刻な被害を与える核兵器は、人類の生存と繁栄に対する最大の現実的脅威である。核兵器は人類と共存できないのである。

また、無差別かつ大量の殺戮をもたらす残虐兵器である核兵器の使用は、「無防備都市に対する無差別爆撃」であり「不要な苦痛を与えるもの」として国際法上違法である。そのことは、1963年の東京地方裁判所の「原爆裁判」の判決でも示されており、また1996年の国際司法裁判所の勧告的意見（以下「勧告的意見」）でも、核兵器の使用や使用の威嚇は一般的に国際法に違反するとされている。
- 3 ところで、核不拡散条約(NPT)6条は「各締結国は、核軍縮競争の早期の停止…全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」としており、また、「勧告的意見」は「厳密かつ効果的な国際的コントロールのもとで、核軍縮を目指す交渉を完結させる義務がある。」としている。そして、核不拡散条約(NPT)再検討会議では、核兵器のない世界実現のための「明確な約束」が、全会一致で決議されているところでもある。にもかかわらず、核兵器保有国や日本を含む核兵器依存国は、核兵器を禁止し、廃絶するための条約交渉には背を向け続けてきた。
- 4 核兵器の非人道性に着目し、核兵器を禁止する条約の実現は、この膠着状況から脱却する絶好の機会となるであろう。私たちは、この条約の実現に尽力するものである。

しかしながら、この条約が実現したとしても、核兵器国が当然に核兵器を放棄するものではない。私たちは、我が国政府をはじめ、核兵器保有国の姿勢を転換するための努力を継続することを決議する。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会